



中頓別町 子育て ガイドブック



中頓別町で 子育てをする皆さんへ



未来を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的な負担の軽減や安心して子育てができる環境整備を進めるなど、総合的に子ども・子育て支援に取り組んでいく

ことが求められています。

中頓別町では、すべての子どもの育ちのためにできることを考え、すべての子育て家庭の悩みや課題、困難に寄り添い支援する体制をつくり、妊娠・出産から子育て、教育まで切れ目ない支援を行っていかねばなりません。地域の豊かな自然環境や生活文化を活かしながら、一人ひとりの子どもが安全・安心で個性豊かに健やかに成長することができる環境を町民のみなさんと一緒につくっていきたいと思います。

中頓別町の取り組み

中頓別町は、子ども・子育て支援事業計画を基本とし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善を保健福祉課、教育委員会、認定こども園と連携を強化し、地域の子育て支援の充実を図ってまいります。この冊子は、子育てに役立つ情報をまとめたものです。

なかとんネウボラ

妊娠前から、子育て中に不安や疑問に思ったこと、子どもの健康や成長発達、お母さん、お父さんの悩みなど、『なかとんネウボラ』にお気軽にご相談ください。保健師・助産師などがお話をうかがい、家族みんなが安心して子育てができるように応援します。

24時間年中無休で保健師や助産師が相談に乗ります。

【お問い合わせ】保健福祉課

☎090-3117-1945

☎6-1995

出生祝

出生祝として10万円、
3人目以降30万円
(それぞれ商品券5万円分を含む)や紙オムツを贈呈しています。

【お問い合わせ】

総務課政策経営室

☎6-1111

子ども医療費 無料

高校卒業までのお子さんの入院・通院に係る保険適用の医療費自己負担額が無料になります。

【お問い合わせ】

保健福祉課

☎6-1995

保育料無料

中頓別町立認定こども園の保育料がどなたでも無料となります。また、保育料だけではなくおかず代やおやつ代などの副食費も無料となっています。

【お問い合わせ】 認定こども園

☎6-2727



森のこども園

認定こども園では、四季を通して、自然に親しみ仲間と遊び、豊かな感性、自ら考える力を育み、自主性を養うことで、心と体のバランスが取れた発達を促す中頓別の自然を生かした活動「森のこども園」を実施しています。

【お問い合わせ】 認定こども園 ☎6-2727



漢検・英検 受検応援

希望する学生に漢検・英検にかかる費用を助成しています。

【お問い合わせ】

教育委員会

☎6-1111

ハワイ 英語研修

中学2年生を対象にハワイへ6泊8日の英語研修に行くことができます。

【お問い合わせ】

教育委員会

☎6-1111

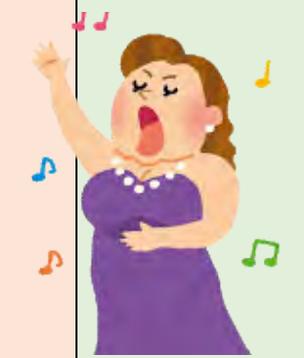
| 区分 | 担当課 | 支援策 | 説明 |
|----------|---|--|--|
| 医療 保健 |  保健福祉課 なかとんネウボラ (6-1995) | 不妊・不育症 治療助成 | 不妊・不育症治療を行っている夫婦に対して、治療費の一部を助成しています。 |
| | | 不妊・不育症 治療交通費助成 | 不妊・不育症治療を行っている夫婦に対して、通院に必要な交通費の一部を助成しています。 |
| | | 妊産婦等健康診査 助成 | 妊婦健康診査を受診する費用の一部を助成しています。 |
| | | 妊産婦等健康診査 交通費助成 | 妊産婦等健康診査を受診するために必要な交通費の一部を助成しています。 |
| | | なかとんネウボラ <small>(子育て世代包括支援センター)</small> | 妊娠前から母子保健や育児に関する様々な悩みなどに対応するため、保健師・助産師が相談支援を行います。 予約制のネウボラ相談や24時間相談できる なかとんネウボラホットラインを開設しています。 |
| | | 両親学級 | これから出産をむかえる妊婦さんとパートナーの方を対象とした講座を行います。親となる夫婦が必要な知識を習得し、妊娠中や産後の生活をイメージすることで、赤ちゃんを産み育てることを応援します。 |
| | | コウノトリサポート 119 | 妊婦さんの出産に係る情報を南宗谷消防組合中頓別支署に事前に登録することで、緊急時に、速やかに出産予定医療機関に搬送するなどの対応をとることができます。 |
| | | 産後ケア事業 | 名寄市または旭川市の委託助産所で、宿泊または日帰りにより、ゆっくりと休養をしながら産後の体調管理や育児サポートを受けることができます。 |
| | | 小児生活習慣 予防検診 | 小学4年生と中学1年生を対象に小児生活習慣予防検診を行っています。子どものからだへの関心を高め、生活を振り返る機会とすることで、生活習慣病の予防に取り組んでいます。 |
| 虫歯予防 | 未就学児を対象に歯科検診やフッ素塗布を無料で行っています。また、小学生を対象に歯の健康相談を開催しています。平成28年1月から認定こども園、小学校でフッ化物洗口が実施されています。平成29年度からは、中学校でもフッ化物洗口が実施されます。 | | |



| 区分 | 担当課 | 支援策 | 説明 |
|------------------|---|--------------------|---|
| 医療 保健 |  保健福祉課 なかとんネウボラ (6-1995) | 予防接種費用 助成 | 500円で季節性インフルエンザの予防接種を受けられるように助成しています。 その他にも、BCGや4種混合などの定期予防接種は無料で受けられます。 |
| | | 新生児聴覚検査助成 | 新生児の聴覚検査を助成することで、経済的負担の軽減と新生児の聴覚障がいの早期発見、療育を図ります。 |
| | | 子ども医療費の 無料化 | 子ども（0歳～高校卒業まで）の医療費の保険適応分の医療費が無料となります。 |
| | | ひとり親家庭等の 医療費助成 | ひとり親家庭等の父母や児童に対して医療費の一部を助成しています。 |
| | | 養育医療費の 助成 | 入院医療を必要とする未熟児に、指定養育医療機関にて適切な医療給付を受けるための医療費の一部を助成しています。 |
| | | 小児慢性特定疾病の 交通費助成 | 小児慢性特定疾病の方が通院にかかった交通費の一部を助成しています。 |
| | | 子どもに対する 各種手当の充実 | 児童手当 0歳から中学校卒業までの児童がいる世帯に給付される手当です。 |
| | | | 児童扶養手当 ひとり親家庭で0歳から18歳の児童がいる世帯に給付される手当です。 |
| | | | 特別児童扶養手当 0歳から20歳までで障がいをもつ児童がいる世帯に給付される手当です。 |
| | | | 障がい児福祉手当 重度の障がいをもつ児童がいる世帯に給付される手当です。 |
| 通園センターの 交通費助成 | 障がい者手帳をお持ちの方で通所及び通園にかかった交通費の一部を助成しています。 | | |



| 区分 | 担当課 | 支援策 | 説明 |
|------|---|---------------------------------------|---|
| 保育 |  認定こども園 (6-2727) | 保育料の無償化 | 中頓別町に住所があるお子さんについては、無料で認定こども園を利用できます。 |
| | | 延長保育 | 保護者の仕事の都合や病気などのために通常の開園時間を超えて子どもの預かりを行います。 |
| | | 一時預かり | 保護者の仕事の都合や病気などのために緊急に子どもの預かりが必要になった場合に利用できます。 |
| | | 世代間交流 | 高齢者と園児の交流を行っています。 花壇づくりや運動会をはじめ、敬老会への参加やしめ縄づくり、社会福祉施設への訪問を行いました。 |
| | | 小中学校との交流 | 地域の小中学生と園児の交流を行っています。 畑づくりや盆踊り、人形劇、町内の高校生や小中学生が夏休みを活用し、保育士としての体験学習を行い交流をしました。また、認定こども園を放課後に開放し交流を行っています。 |
| | 相談・交流広場 | 親子同士で相談や交流ができるように認定こども園で各種広場を開放しています。 | |
| 定住促進 |  政策経営室 (6-1111) | いきいきふるさと推進事業 | 出生祝や子どもの紙オムツ、絵本を贈呈しています。 絵本は健診の時に渡しています。 |
| | | | 就学支援事業 1 通学用バス定期運賃補助事業 浜頓別高等学校へ通学するバス定期運賃のうち5割(12ヶ月を上限に)を補助しています。 2 高等学校等通学家庭補助事業 高等学校に通学する生徒の保護者を対象に、10万円分の商品券を交付しています。 ※上記の通学用バス定期運賃補助事業の補助を受けている場合は対象になりません。 |
| 教育 |  教育委員会 (6-1111) | 就学援助 | 給与等の所得額に応じて、学用品費や給食費など小学生、中学生に必要な経費の一部を援助しています。 |
| | | 子どもの読書活動推進事業 (ブックスタート) | 乳幼児健診に合わせて読み聞かせを年4回実施し、絵本を2冊プレゼントしています。 |
| | | 交流事業 | カルタ大会や教室、異世代ふれあい交流を行い地域全体で子どもの健全育成を図ります。 |
| | | 少年団活動推進事業 | スポーツ少年団に対して各種支援を行っています。 |

| 区分 | 担当課 | 支援策 | 説明 |
|----|---|-------------------|--|
| 教育 |  教育委員会 (6-1111) | 町民各種 スポーツ大会の開催 | スポーツを通じて生涯にわたるスポーツの推進や健康増進、体力の向上を図ります。 |
| | | 冬季スポーツ 教室の運営 | 冬季スポーツを通じて運動不足の解消や健康増進、体力向上を図ります。 |
| | | 放課後子ども プラン | 放課後などに子どもたちの居場所づくりとして、各種体験活動等を推進していきます。 |
| | | 外国青年招致 事業 | 外国語指導助手（ALT）を招き、外国語教育の充実や国際交流を促して行きます。 火曜日19時30分から、金曜日は10時30分からそれぞれ英会話教室を開催しています。 |
| | | 成人式の運営 | 社会人としての責務を理解することでさらなる飛躍を応援するため、式典と成人を祝う会を開催しています。 |
| | | 文化スポーツ 表彰 | 中頓別町の文化・スポーツの振興に貢献し、著しく功績があった方に対して表彰を行います。毎年、町民文化祭で授賞式を開催しています。 |
| | | 夢と希望を！ 感動体験事業 | 20歳までの町民が学校単位や子ども育成会、スポーツ少年団活動などで取り組む体験活動に補助金を交付しています。対象となる体験・交流活動は、ミュージカル、美術鑑賞、動物園、博物館見学、木工、ガラス工房、スポーツ観戦などがあります。 |
| | | 町民文化祭 | 町内の文化活動を行う団体・個人の作品展示や芸能発表、体験活動やバザーなどを通じて、祭典として開催するとともに、こども園の工作、小・中学校での図画、書道といった成果を発表する機会としています。 |
| | | 芸術文化公演 | 学校体育館などの身近な場所で舞台などを鑑賞する機会を提供し、小学生及び中学生の個性や芸術を大切に育てる心を育みます。町民の芸術文化に触れる機会にもなっています。 |
| 体験 |  そうや自然学校 (8-3611) | そうや自然学校 | 中頓別町の豊かな自然環境を生かした自然体験や創作体験プログラムを提供しています。 小中学生を対象とした自然体験事業「いいところ探し隊」や認定こども園との連携事業「森のこども園」では、キャンプや森の素材を使った創作活動を行っています。 カヌーや川遊びなどの体験は家族や団体まで人気のあるプログラムです。 |

赤ちゃんが生まれるまで

妊娠の届出

妊娠がわかったら、早めに届出をしてください。保健センターで、母子健康手帳をお渡ししています。また、妊娠届出書には、出産予定日の記入が必要なため、診断を受けた医療機関で確認の上、窓口にお越しください。母子健康手帳は、お子さんの健診結果や予防接種歴など、お母さんとお子さんの健康の記録として大切です。

【持ち物】 出産予定日がわかる書類

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎090-3117-1945

妊産婦健康診査・交通費助成・宿泊費助成

母子健康手帳交付時に中頓別町に住民票がある方に、受診票をお渡しします。助成上限額を超えた場合は、自己負担となります。保険診療による検査、治療等は助成対象となりません。里帰り出産等で、道外で受診した際は、一部自己負担が発生します。詳しくは担当課までお問い合わせ願います。

< 交通費 >

公共交通機関利用：費用の 2/3 の額（上限 1 回あたり 8,000 円）

公共交通機関以外：1 km 当たり 20 円を乗じた額の 1/2

（上限 1 回あたり 3,500 円）

< 宿泊費 >

費用の 2/3 の額（上限 1 回あたり 5,000 円）

【持ち物】 診療費請求書・領収書の写し又は通院費等証明書、印鑑

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎090-3117-1945

不妊・不育症治療費の助成・交通費の助成

妊娠を希望されている方の経済的負担を軽減するため、医療費、交通費の一部を助成しています。ただし、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や代理母などによるものは対象外です。

< 治療費 >

特定不妊治療：医療費の自己負担額の一部（上限は 1 回につき 15 万円）

一般不妊治療：医療費の自己負担額の一部（上限は年間 5 万円）

不育症治療費 医療費の自己負担額の一部（上限は 1 回につき 15 万円）

※北海道の助成の対象となる方は、その額を差し引いた額となります。

< 交通費 >

公共交通機関利用：費用の 2/3 の額（上限 1 回あたり 10,000 円）

公共交通機関以外合：1 km あたり 20 円を乗じた額の 1/2（上限 6,200 円）

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎090-3117-1945

赤ちゃんが生まれてから

出生届

赤ちゃんが生まれたときは、生まれてから14日以内（生まれた日を含む）に市区町村役場への届け出が必要です。

【持ち物】届出人の印鑑、出生証明書、母子手帳

【お問い合わせ】総務課住民グループ ☎6-1111

子ども医療費の助成

高校卒業までの子ども（卒業する年の3月31日まで）に受給者証の交付を行い、入院・通院に係る保険適用の医療費自己負担額を助成します。

【持ち物】診療費請求書・領収書の写し又は通院費等証明書、印鑑

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

出生育児一時金

分娩者が加入している医療保険から、出産育児一時金が支給されます。

中頓別町の国民健康保険に加入されている方は、出産育児一時金が発生した場合は、通知します。

※分娩時の費用負担を軽くするため、出産一時金を上限として、分娩費用を医療機関が医療保険に直接請求する「直接支払制度」があります。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

児童手当

児童手当は、中学校修了までの子ども（15歳到達の最初の3月31日まで。）を養育している方に支給されます。

※転出・転入・出生日の翌日より15日以内に申請をしてください。

【月額支給】3歳未満：15,000円

3歳～小学校卒業まで

第1子・第2子：10,000円

第3子以降：15,000円

中学生：10,000円

※所得制限限度額以上の方は、子ども1人につき5,000円

【申請先】保健福祉課

【持ち物】保護者と子どもの保険証、印鑑

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995



出生祝・絵本プレゼント

出生祝として10万円、3人目以降30万円（それぞれ商品券5万円分を含む）や紙オムツを贈呈しています。また、乳幼児健診時に絵本を贈っています。

【お問い合わせ】総務課政策経営室 ☎6-1111

医療費の助成

高子ども医療費助成やひとり親家庭への医療費助成のほかに、次の医療費助成制度があります。いずれも所得制限や症状などの条件がありますので、お問い合わせください。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

| | |
|-------------------|--|
| 未熟児養育医療給付 | 1歳未満の未熟児で入院が必要な場合、医療費の一部を助成します。 |
| 小児慢性特定疾病医療給付 | 18歳未満の児童が次の疾患にかかり入院及び通院が必要な場合、医療費の一部を助成します。 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、先天性代謝異常など |
| 結核児童療養給付 | 18歳未満の児童で、骨関節結核、その他の結核にかかっており、その治療に6カ月以上の入院療養が必要な場合、医療費の一部を助成します。 |
| 自立支援医療費 (育成医療) | 18歳未満の児童で、身体に障がいのある児童又は放置すると障がいを残す児童で、確実な治療効果が期待できる場合、医療費の一部を助成します。 |

歯科検診・フッ素塗布

歯科医師や衛生士による健診、フッ化物塗布、ブラッシング指導を行っています。日程や時間は広報などでお知らせする予定です。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎090-3117-1945

こんにちは赤ちゃん訪問事業（全戸訪問）

赤ちゃんが生まれたら、保健師等がご自宅を訪問します。赤ちゃんの体重測定その他、育児相談、お母さんの体調相談をお受けします。里帰り出産をする場合は、ご連絡ください。また、希望に応じて随時訪問を行っていますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

【対象】赤ちゃんの生まれた家庭すべて

【申込み】電話で日程や訪問先をご相談させていただきます。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎090-3117-1945



乳幼児健康診査

2ヵ月～13ヵ月、1歳6ヵ月～1歳11ヵ月、3歳～3歳11ヵ月児を対象に、乳幼児健康診査を行っています。小児科医の診察や保健師、栄養士による発育・発達が順調であるかなど健康の確認をしています。案内は、個別にお知らせしています。詳しくは、お問い合わせください。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎090-3117-1945

乳幼児相談事業

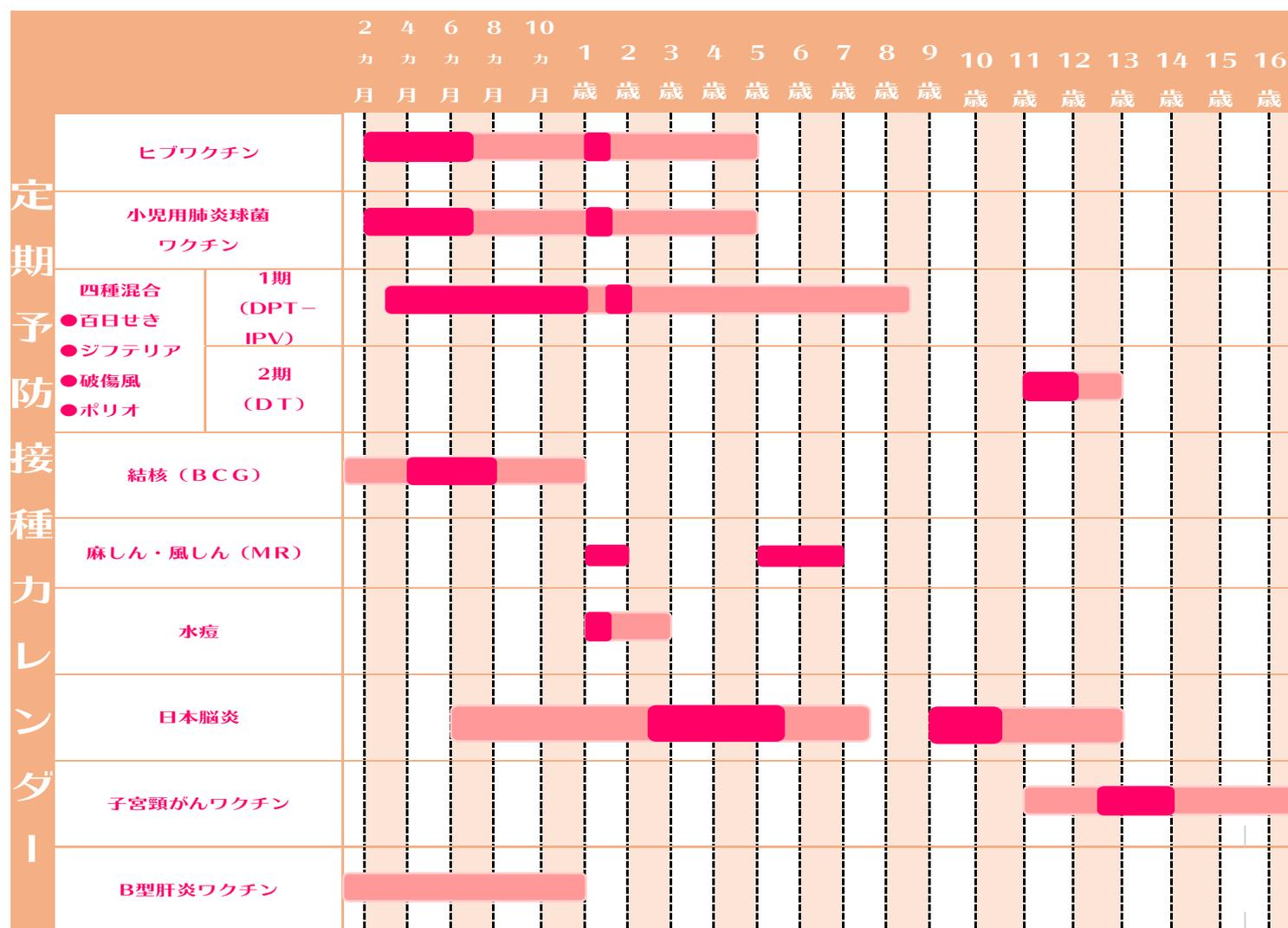
離乳食の進め方や形態など、調理実習を通して楽しく勉強をします。事前に申し込みが必要です。詳しい内容などについてはお問い合わせください。

【対象児童】5ヵ月～1年13ヵ月程度の子ども

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎090-3117-1945

予防接種を受けましょう

赤ちゃんはお母さんから抵抗力をもらって生まれますが、徐々に失われていきます。生まれてから一定期間を過ぎると赤ちゃん自身で免疫を作り、病気を予防しなければいけません。対象者には、個別に案内を送ります。



上の表の ■ と ■ は予防接種法で定められた定期予防接種の対象者です。標準的な接種期間である ■ 期間中にできるだけ接種を受けましょう。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎090-3117-1945

なかとんネウボラ



妊娠前から、子育て中に不安や疑問に思ったこと、子どもの健康や成長発達、お母さん、お父さんの悩みなど、どんなことでも『なかとんネウボラ』にお気軽にご相談ください。保健師・助産師などがお話をうかがい、お母さんをはじめ、家族みんなが安心して子育てができるように応援します。

【お問い合わせ】

保健福祉課

☎6-1995

☎090-3117-1945

両親学級

これから出産を迎える妊婦とそのパートナーの方を対象とした講座を行います。親となる夫婦が必要な知識を習得し、妊娠中の生活に活用でき、また、産後の生活をイメージすることで、互いに協力し、健康な赤ちゃんを産み育てることを応援します。

【お問い合わせ】保健福祉課☎090-3117-1945

コウトリサポート119（中頓別町出産サポートシテム）

妊婦の出産にかかわる情報を南宗谷消防組合中頓別支署に事前に登録しておくことで、緊急時に担当医師の指示のもと、速やかに出産予定医療機関に搬送するなどの対応をとることができます。事前に登録申請が必要です。

【申請先】保健福祉課

【持ち物】印鑑

【お問い合わせ】保健福祉課☎090-3117-1945

産後ケア事業

名寄市または旭川市の委託助産所で、宿泊または日帰りにより、ゆっくりと休養しながら、産後の体調管理や育児サポートを受けることができます。

< 利用料金 > 日 帰 り 型 1泊につき 1,000円

宿 泊 型 1泊につき 3,000円

※事前に申し込みが必要となります。

【申請先】保健福祉課

【お問い合わせ】保健福祉課

☎090-3117-1945



子どもを預けたいとき

ファミリー・サポート・センター



ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を依頼する会員（依頼会員）と育児を応援する会員（提供会員）をマッチングすることで、育児の援助活動を行います。利用する際は、両会員とも事前に登録が必要です。

【援助内容】

- ・認定こども園への送迎
- ・保護者が病気などの急用ができた場合
- ・冠婚葬祭などの行事の際の預かりなど

【利用料金】 無料

【報酬金額】 提供会員さんは 30 分あたり 500 円の報酬が出ます。

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎6-1995

一時預かり

保護者が仕事の関係で、断続的に保育ができない場合や事故、入院などによって、一時的に保育が必要となった場合に利用できます。

【利用料金】 無料

【お問い合わせ】 認定こども園 ☎6-2727

放課後子どもプラン

放課後などに子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を行っています。

【授業期間中】 ・月～金…下校時～17時30分

・土曜日（奇数週）…9時～12時

【長期休業中】 ・月～金…9時～17時30分

・土曜日（奇数週）…9時～12時

【負担額】 ・月10日以上…1,000円（定額）

・月10日未満…1日 100円

※非課税世帯は無料です。

【活動場所】 町民センター、認定こども園、町民体育館

【お問い合わせ】 教育委員会 ☎6-1111



認定こども園へ入園するとき

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が図られたことで、『子どものための教育・保育給付』と『子育てのための施設等利用給付』が利用できるようになりました。子育てのための施設等利用給付は、3歳から5歳までの子どもと0歳から2歳までの保育の必要性がある住民税非課税世帯の子どもを対象に認可外保育施設、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）などについて給付する仕組みです。

| 認定区分 | 子育てのための施設等利用給付 対象者 |
|-------|--|
| 新1号認定 | 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、幼稚園を利用し、教育部分のみの無償化を申請するもの。 ※保育の必要性があり、預かり保育の無償化も申請する場合は、新2号認定または、新3号認定での申請になります。 |
| 新2号認定 | クラス年齢3歳以上、小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり、預かり保育や認可外施設など（無償化対象施設・サービスに限る）の無償化の利用申請をするもの |
| 新3号認定 | クラス年齢2歳以下の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり、かつ、市町村民税非課税世帯で、預かり保育や認可外施設など（無償化対象施設・サービスに限る）の無償化の利用申請をするもの |
| 認定区分 | 子どものための教育・保育給付認定 対象者 |
| 1号認定 | 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定こども以外のもの |
| 2号認定 | 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があるもの |
| 3号認定 | 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があるもの |

保育の必要量

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を持つことで、教育と保育を一体的に行い、保護者の就労状況にかかわらず入園することができる施設です。

【入園手続】 直接認定こども園へお申し込みください。

【お問い合わせ】 認定こども園 ☎6-2727

| 保育必要量 | 認定例 |
|--------|---|
| 保育標準時間 | <ul style="list-style-type: none">・両親がいずれも、月120時間以上就労している・父親が月120時間以上就労し、母親が妊娠等により子どもを保育できない場合など |
| 保育短時間 | <ul style="list-style-type: none">・両親の一方が月120時間以上就労し、もう一方が月48時間以上～120時間未満就労している・両親の一方が月48時間以上就労し、もう一方が求職活動中である場合 |

特色ある保育①「森のこども園」

認定こども園では、四季を通して、自然に親しみ仲間と遊び、豊かな感性、自ら考える力を育み、自主性を養うことで、心と体のバランスが取れた発達を促す中頓別の自然を生かした活動「森のこども園」を実施しています。

【お問い合わせ】 認定こども園 ☎6-2727



特色ある保育②「英語であそぼう」

幼児期から英語に親しみ、小学校から始まる英語の授業にスムーズにつなげられるよう、ALT（外国語指導助手）との英語でのコミュニケーション活動を毎週行っています。

【お問い合わせ】 認定こども園 ☎6-2727

小学校へ入学するとき

入学するまで

就学時健診

新年度に入学予定の子どもの保護者に案内を送ります。

入学通知書

1月下旬から2月上旬に送ります。



転校

【転入したとき】今までの学校で交付された在学証明書を提出してください。

【転出するとき】在学証明書と転学児童・生徒教科用図書給与証明書を受け取り、新住所地の教育委員会へ提出してください。

【お問い合わせ】教育委員会 ☎6-1111

就学援助制度

町内の小中学校に通う児童の保護者で、経済的に困っている方に就学費を援助します。小中学校を通じ、全保護者へお知らせしていますので、詳しくは教育委員会までお問い合わせください。

【対象】・生活保護を受けている方

・市町村民税が非課税の方

・児童扶養手当の支給を受けている方など

※世帯全員の所得により、生活保護法に基づく基準額の1.3倍を基準額とし、審査をします。

【お問い合わせ】教育委員会 ☎6-1111

なかとん学習塾

小学4年生からの児童を対象に無料で週2回火曜日（算数）・金曜日（国語と英語）に16時から町民センターで実施しています。

【お問い合わせ】教育委員会 ☎6-1111

实用英語技能検定試験費助成

中学校の希望生徒を対象に、外部検定試験に要する費用を助成しています。

【お問い合わせ】教育委員会 ☎6-1111

日本漢字能力検定試験の助成

小中学校の希望生徒を対象に、漢字検定を活用し学習習慣向上を図るため、日本漢字能力検定試験に要する費用を助成しています。

【お問い合わせ】教育委員会 ☎6-1111

中学生ハワイ英語研修

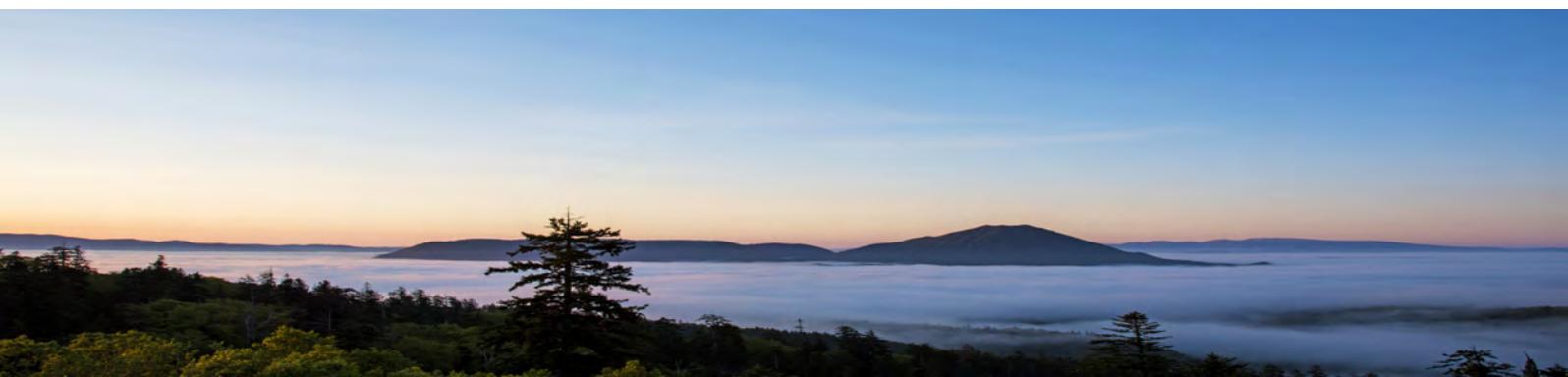
主に中学2年生を対象に参加希望者を募り、ホームステイや大学生との交流など6泊8日のハワイ英語学研修を行っています。英語でのコミュニケーション能力向上が求められているなか、子どもたちが、国際的な視野を持ち、将来における可能性を広げることを目的に実施しています。パスポート取得に要する費用と小遣い以外の渡航費用なども補助しています。

【お問い合わせ】教育委員会 ☎6-1111

いきいきふるさと推進事業

高等学校へ通学している保護者へ、浜頓別高等学校へ通学するバス定期運賃のうち5割（12ヶ月を上限に）を補助しています。もしくは、10万円分の商品券を交付しています。詳しくは、お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ】総務課政策経営室 ☎6-1111



ひとり親家庭等への支援

児童扶養手当

離別や死別などで父親又は母親のいない家庭や実質的に父親又は母親が不在の状態である時、児童（18歳に達する日の前日が属する年度の3月31日まで、心身に障がいのあるときは20歳の誕生日の前日まで）を監護する母親、児童を監護し、かつ生計を同じくしている父親、又は父母に代わって養育している方に手当が支給されます。

（請求した翌月分から支給となります。）

【月額】 第1子…43,160～10,180円

第2子加算額…10,190～5,100円

第3子加算額…6,110～3,060円

※受給者の所得や公的年金給付等の受給状況により手当の一部又は全部が停止されるなど条件があります。

【お問い合わせ】保健福祉課6-1995

ひとり親家庭等医療費助成

【ひとり親家庭等で父親又は母親が子どもを扶養・監護している場合、両親がいない子どもが他の家庭で扶養されている場合に親と子どもの保険診療による自己負担額を助成します。親は入院・指定訪問看護のみ助成となります。

【お問い合わせ】保健福祉課6-1995

DVとは

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、同居する近親者から受ける暴力行為のことです。被害者と加害者に経済的・心理的な劣等感からくる隷属関係、あるいは自己犠牲的な対人関係が出来ており、被害者がDVを受けていることを他言出来なかったり、他者に相談して別居の助言を貰ってもそれが実行出来ないことが被害を大きくしてしまいます。

【相談窓口】

中頓別町介護福祉センター

☎6-1995

なかとんネウボラ

☎090-3117-1945

女性人権ホットライン

☎0570-070-810

こころの電話相談

☎0570-064-556

性犯罪の相談（道警）

☎0120-756-310

障がいのあるお子さんへ

特別児童扶養手当

心身に障がいのある 20 歳未満の児童を養育している父母又は、養育者に手当を支給します。

【支給月額】 1 級…52,200 円 2 級…34,770 円

※所得制限などの条件があります。

【お問い合わせ】 保健福祉課 6-1995

自立支援医療費の助成（育成医療）

18 歳未満の児童で、身体に障がいのある児童又は放置すると障がいを残す児童で、確実な治療効果が期待できる場合、医療費の一部を助成します。

【お問い合わせ】 保健福祉課 6-1995

通園・通所に係る費用の助成

南宗谷地域で障がい福祉サービスを利用する方々が、通所又は通園のために必要な費用の一部を助成しています。

| | 助成額 |
|----------|-------------------------------------|
| 公共交通機関 | 交通費の証明書（領収書など）の額の 2/3 の額 ※1 回につき |
| 公共交通機関以外 | 1,100 円 |

【対象者】 手帳をお持ちの方で障がい福祉サービスの利用承認を受けている方

【持ち物】 通帳、印鑑、交通費の証明書（領収書など）

【お問い合わせ】 保健福祉課 6-1995

通院に係る費用の助成

療育手帳をお持ちの方に通院にかかった費用の一部を助成しています。

【お問い合わせ】 保健福祉課 6-1995

障害児福祉手当

心身に重度の障がいのある 20 歳未満の方に支給します。

【お問い合わせ】 保健福祉課 6-1995

児童虐待の防止

児童虐待とは

親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を児童虐待と言います。虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、時には生命まで脅かすことがあります。また、虐待は、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感などがその後の人格形成に大きな影響を与えることもあります。

虐待は一般的に次の4つのタイプに分類されますが、これらの行為は重複していることがよくあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、戸外へ締め出すなど体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

性的虐待

子どもへの性交や、子どもに性器や性交を見せる、などが上げられます。本人が告白するか、家族が気づかないと顕在化しません。

心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れたり、無視したり、著しくきょうだいと差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返して使って傷つける、子どもがDVを目撃するなどを指します。子どもの心を死なせてしまうような行為です。

ネグレクト

食事を十分に与えない、病気になっても病院へ行かない、汚れた衣服を着続けさせる、乳幼児を自動車の中に放置するなど、健康状態を損なうほどの不適切な養育や子どもの危険についての重大な不注意を言います。また、同居人による虐待行為の放置も含まれます。

へんだな？と思ったら迷わず相談・通告してください
虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、通告義務があります。

(児童虐待防止法第6条と児童福祉法第25条に規定)

- ・行きすぎではないか(しつけの程度を超えている)
- ・同じことを何度も繰り返している

このように感じたら、まずは虐待を疑いましょう。子育ては喜びが多いと言われますが、子どもが泣き止んでくれないなど、子育てに関する悩みは、親であれば誰もが抱えているものです。子育てに悩んだら、ひとりで悩まずに、まずは相談してください。

なかとんネウボラ

☎090-3117-1945

旭川児童相談所稚内分室

☎0162-32-6171

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189 (いちはやく)

もしものときに

子どもの救急

病気編

38度以上の熱が出たとき

- ・3カ月未満の赤ちゃんが発熱したとき
- ・元気がなく、ぐったりしているとき

けいれんしたとき

- ・6カ月未満の赤ちゃんのけいれん
- ・はじめてのけいれん
- ・5分以上続くけいれん

咳がひどいときやゼーゼーしている

- ・激しく咳き込み、何度も吐いて、飲んだり食べたりできないとき
- ・何かを飲み込んだ疑いがあり、咳き込みが激しいとき
- ・呼吸が苦しく横になって眠れない

繰り返し吐くとき

- ・便に血が混ざる
- ・吐いた物に血液や黄色・緑色の液体が混ざっている
- ・ぐったりしていて、おしっここの量が少ない

腹痛、下痢のとき

- ・何回も吐いたり、機嫌が悪く、便に血が混じっているとき
- ・またの付け根やオチンチンの袋、大陰唇がいつもと違って腫れている
- ・年長児で右下腹部を痛がり、熱があるとき
- ・年長児で強い痛みがあり、便に血が混じっているとき

発疹がでたとき

- ・ゼーゼーしたり、吐いたり、下痢を伴うとき

事故編

やけどをしたとき

- ・範囲がこどもの手のひらより広い
- ・水ぶくれができています
- ・手のひらや、関節のやけど
- ・やけどをした部位が白くなっている

頭を打ったとき

- ・打った部分がへこんでいる
- ・大きなこぶができた
- ・何回も吐き、元気がない

誤飲・誤食

- ・ボタン型電池
- ・大人の医薬品や洗剤、殺虫剤などの医薬品
- ・灰皿の水



(北海道医師会作成パンフレット参照)

南宗谷消防組合中頓別支署

☎6-2119

北海道小児救急電話相談

☎#8000

(もしくは011-232-1599)

受付時間：19:00～翌朝8:00

※夜間の子どもの急な病気やけがなどの際、保護者等が専任の看護師や医師から、症状に応じた適切な助言を受けられます。

なかとんネウボラ

☎090-3117-1945

※救急車などを呼ぶか迷った際は、なかとんネウボラへ相談してください。

そうや自然学校の取組み

小中学生向け自然体験「ピンネっこクラブ」

ピンネっこクラブは、宗谷地域をフィールドとした、小中学生向けの自然体験活動です。グリーンシーズンは山菜採りや川遊び、スノーシーズンは基地づくりやソリ遊びなど、地域の豊かな自然環境を活かし、仲間と触れ合いながら、自由度の高い活動を年間を通して行っています。ルールは最小限にとどめ、子どもたちが主体となり、自ら考え自ら遊び、学ぶことを大切にしています。



認定こども園委託事業「森のこども園」

森のこども園は、森や川、雪面など野外での活動を主とした認定こども園からの委託事業です。中頓別町の豊かな四季折々の自然に親しみながら、体力の向上や危険を察知する力を身につけるとともに、子ども一人一人の興味関心を大切に、自ら考える力や豊かな感性を養うことを目的に、年間20回程度の自然体験活動を行っています。



ファミリー向け自然体験のご紹介

▼カヌー体験

- ①北オホーツクダウンリバー（ノーマルコース）
- ②秘境レイクカヌー
- ③リバーカヌープチ体験

▼料金

- ①②大人 6,500 円 / 小中学生 4,300 円
- ③大人 4,000 円 / 小中学生 2,700 円

▼参加対象

- ①小学生～
- ②③3 歳～



▼砂金堀り体験

ガイドが秘密の場所にご案内。砂金堀り師になりきって、ゴールドハンティングを楽しみましょう。

▼料金

- 大人 4,000 円
- 小中学生 2,700 円



▼森のカトラリーづくり

森の素材を使って、箸・スプーン・フォークの3点セットを手づくりする体験です。

▼料金

- 大人 3,500 円
- 小中学生 2,400 円



▼スノーシュートレッキング

ガイドと一緒に自然観察をしながら、スノーシューを履いて冬の森を歩く体験です。

▼料金

- 大人 3,500 円～
- 小中学生 2,400 円～

※コースによって料金が変動します



その他、子供向けイベントにおける団体利用や体験を伴うそうや自然学校の宿泊利用など、ご相談を承ります。お気軽にお問い合わせください。

▼ガイドブックをお持ちの方だけの特典！！

中頓別町子育てガイドブックをお持ちの方で、親子でのご利用に限り体験料金を合計金額から1,000円割引いたします（1家族様1回のみ）。お申し込みの際に「中頓別町子育てガイドブックを見た」とお伝えください。上記4体験以外のホームページに記載されている体験についても適用可能です。 ※他の割引との併用はできません。ご了承ください。

詳細は**そうや自然学校ホームページ** (<http://souyashizen.com/>) をご覧ください。右のQRコードからもご覧いただけます。また、そうや自然学校では、活動の様子を**ブログ**、**Facebook** ページでもご紹介しております。ぜひご覧ください。



▼ホームページ ▼Facebook

そうや自然学校

〒098-5113 北海道枝幸郡中頓別町字敏音知 191-1
電話・FAX 01634-8-3611
MAIL souyashizen@nakatom.com

なかとんべつタウンマップ

北緯45度の町 — 中頓別町

一般廃棄物埋立処理施設

※ 市外局番は01634 となります(例：01634-6-1111)

| 学校・こども園 | 電話番号 |
|------------|--------|
| 中頓別町認定こども園 | 6-2727 |
| 中頓別小学校 | 6-1649 |
| 中頓別中学校 | 6-1842 |
| 給食センター | 6-1352 |

| 駐在所・消防署 | 電話番号 |
|--------------|--------|
| 枝幸警察署中頓別駐在所 | 6-1040 |
| 枝幸警察署小頓別駐在所 | 7-8051 |
| 南宗谷消防組合中頓別支署 | 6-2119 |

| 郵便・金融機関 | 電話番号 |
|-------------|--------|
| 中頓別郵便局 | 6-1860 |
| 小頓別郵便局 | 7-8350 |
| 稚内信用金庫中頓別支店 | 6-1121 |
| JA中頓別 | 6-1231 |

| その他団体 | 電話番号 |
|--------------|--------|
| 中頓別・浜頓別町森林組合 | 6-1004 |
| 中頓別町商工会 | 6-1416 |
| 中頓別町観光協会 | 6-1414 |
| 宗谷農業改良普及センター | 6-1311 |
| 宗谷森林管理署 | 7-8510 |
| 道の駅「ピンネシリ」 | 8-3611 |
| そうや自然学校 | 6-2211 |
| アグリパーク | |

| 旅館・銭湯 | 電話番号 |
|---------------|--------|
| ピンネシリ温泉ホテル望岳荘 | 7-8111 |
| 石川旅館 | 6-2355 |
| 黄金湯(銭湯) | 6-2300 |

| 公共施設 | 電話番号 | 備考 |
|-------------|--------|----------------|
| 中頓別町役場 | 6-1111 | 月～金 8:30～17:15 |
| 中頓別町教育委員会 | 〃 | |
| 介護福祉センター | 6-1995 | 月～金 8:30～17:15 |
| 保健センター | 〃 | |
| 社会福祉協議会 | 6-1717 | |
| 地域包括支援センター | 6-2003 | |
| 中頓別町民センター | 6-1321 | |
| 郷土資料館・図書室 | 6-1170 | |
| 除雪センター | 6-1272 | 6:50～19:30 |
| 中頓別バスターミナル | 6-2298 | |
| 中頓別町立自動車学校 | 6-1667 | |
| 中頓別簡易裁判所 | 6-1626 | |
| 一般廃棄物埋立処理施設 | 6-1453 | |
| 寿公園 | 6-1339 | 中頓別振興公社事務室 |
| 寿スキー場 | 6-1890 | |

| 病院・診療所 | 電話番号 | 備考 |
|------------|--------|--|
| 町立国民健康保険病院 | 6-1131 | 月～金 8:30～11:00 13:00～15:00 |
| 瀬尾診療所 | 6-2391 | 月・木 17:00～19:30 |
| 中頓別町立歯科診療所 | 6-1257 | 月～金 9:00～11:00 13:00～17:00 |
| すずき整骨院 | 6-2438 | 月・水 9:00～19:30 火・水・金 9:00～17:30 土・祝 8:30～15:30 (12:00～13:30はお昼休み) |



敏音知岳

至 音威子府村



至 幌延町・豊富町

国道 275 号線